

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2151001		処分名	埋葬、火葬又は改葬の許可			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	環境部		課	環境政策課		
根拠規定	墓地、埋葬等に関する法律				第5条第1項		
基準規定	①						
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月16日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>次に掲げる通知を参考に判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓地、埋葬等に関する法律の施行に関する件(昭和23年9月13日発衛第9号。厚生次官通達)三(埋葬、火葬の許可)、四(無縁墳墓に埋葬された死体等の改葬) ・改葬許可の取扱いについて(昭和30年11月15日衛環第84号。厚生省環境衛生課長回答) ・墓地、埋葬等に関する法律上の疑義について(昭和32年3月28日衛環第23号。厚生省環境衛生部環境衛生課長回答) 						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成28年9月13日	
	期間	埋葬、火葬:即日 改葬:7日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2151002		処分名	墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	環境部		課	環境政策課		
根拠規定	墓地、埋葬等に関する法律				第10条第1項		
基準規定	①	墓地、埋葬等に関する法律			第11条		
	②	鈴鹿市墓地、埋葬等に関する法律施行細則			第2条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月16日	
	非公開該当		未設定理由				
	別紙のとおり						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和4年11月25日	
	期間	20日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2151002		処分名	墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	市長			
担当部署	部	環境部		課	環境政策課		
根拠規定	墓地、埋葬等に関する法律				第10条第1項		
基準規定	①	墓地、埋葬等に関する法律			第11条		
	②	鈴鹿市墓地、埋葬等に関する法律施行細則			第2条, 第4条, 第5条, 第6条, 第7条		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月16日	
	非公開該当		未設定理由				
	別紙のとおり						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成28年9月13日	
	期間	10日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2151003		処分名	墓地、納骨堂又は火葬場の変更又は廃止の許可			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	環境部		課	環境政策課		
根拠規定	墓地、埋葬等に関する法律				第10条第2項		
基準規定	①	墓地、埋葬等に関する法律			第11条		
	②	鈴鹿市墓地、埋葬等に関する法律施行細則			第2条から第6条		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月16日	
	非公開該当		未設定理由				
	別紙のとおり						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	平成28年9月13日	
	期間	10日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2151008		処分名	小規模水道の布設工事の設計の確認			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	市長			
担当部署	部	環境部		課	環境政策課		
根拠規定	三重県小規模水道条例				第5条		
基準規定	①	水道法			第5条		
	②	水道施設の技術的基準を定める省令					
	③	三重県小規模水道条例			第4条		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成25年4月1日	最終更新日	令和3年3月16日	
	非公開該当		未設定理由				
審査基準	<p>専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が下記の施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。</p> <p>(1) 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、以下のアからカに掲げる要件を備えるものでなければならない。</p> <p>ア 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。</p> <p>イ 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。</p> <p>ウ 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。</p> <p>エ 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、第4条の水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な沈澱池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。</p> <p>オ 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。</p> <p>カ 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。</p> <p>(2) 水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(専用水道にあっては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。)であって、水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するもの(以下「水道施設」という。)の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。</p> <p>(3) 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。</p> <p>(4) (1)から(3)のほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)による。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成25年4月1日	最終更新日	平成25年4月1日	
	期間	30日					
聴聞等	適用除外		行政手続条例第13条第2項第3号に該当するため				
備考	三重県の事務処理の特例により鈴鹿市が処理する事務						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2151009	処分名	死亡獣畜取扱場以外における処理の許可			
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 環境部	課	環境政策課			
根拠規定	化製場等に関する法律				第2条第2項ただし書	
基準規定	①	化製場等に関する法律等施行細則			第2条第1項, 第2項	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月13日	最終更新日	平成28年9月13日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>○化製場等に関する法律等施行細則(昭和35年9月2日 三重県規則第78号) (施設外での解体等) 第2条 法第2条第2項ただし書の規定により, 知事が許可を行う場合は, 次のとおりとする。 1 死亡獣畜を病原の検索, 学術の研究等の目的に供するとき。 2 死亡獣畜の所在地が山間へき地等であって, 死亡獣畜死亡取扱場に運搬することができないと認めるとき。 2 法第2条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は, 第1号様式による申請書に獣医師の死亡診断書(検案書)を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>○権限委譲事務手引 化製場等に関する法律関係(三重県健康福祉部薬務食品室 平成20年7月30日更新)</p>					
標準処理期間	設定の有無	無	当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等						
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第2第3号による権限移譲					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2151010		処分名	動物の飼養及び収容の許可		
区分	申請に対する処分・法令	処分権者		市長		
担当部署	部	環境部	課	環境政策課		
根拠規定	化製場等に関する法律				第9条第1項	
基準規定	①	化製場等に関する法律			第9条第2項	
	②	化製場等に関する法律施行条例			第7条・第8条・第9条・第12条第3号	
	③	化製場等に関する法律による動物の飼養又は収容のための許可を要する区域の指定				
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月13日	最終更新日	令和3年3月16日
	非公開該当		未設定理由			
審査基準	<p>○化製場等に関する法律 第9条2項 前項の場合において、都道府県知事は、当該施設の構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合していると認めるときは、同項の許可を与えなければならない。</p> <p>○化製場等に関する法律施行令(昭和31年9月6日政令第285号) 第1条 法第9条第1項の政令で定める動物の種類</p> <p>○化製場等に関する法律施行条例(昭和59年7月3日三重県条例第21号) 第7条 許可が必要な区域の指定の基準 第8条 許可が必要な動物の数 第9条 畜舎等の構造設備の基準(別表第2) 第12条第3号 手数料</p> <p>○化製場等に関する法律等施行細則(昭和59年9月2日三重県規則第78号) 第7条 法第9条1項の規定による許可を受けようとする者は、第7号様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>○化製場等に関する法律による動物の飼養又は収容のための許可を要する区域の指定(平成20年4月1日三重県告示第201号)</p> <p>○権限委譲事務手引 化製場等に関する法律関係(三重県健康福祉部薬務食品室 平成20年7月30日更新)</p> <p>○手数料は、鈴鹿市手数料条例第2条(別表第3)による。</p>					
標準処理期間	設定の有無	無	当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等						
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例別表第2第3号の2による権限移譲					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2152001		処分名	一般廃棄物収集運搬業の許可、許可の更新			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	環境部		課	廃棄物対策課		
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				第7条第1項・第2項		
基準規定	①	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			第7条第5項		
	②	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令			第4条の5, 第4条の6, 第4条の7		
	③	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則			第2条, 第2条の2		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月16日	最終更新日	令和2年3月27日	
	非公開該当		未設定理由				
	別紙③による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月16日	最終更新日	令和2年3月27日	
	期間	60日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2152002		処分名	一般廃棄物処分業の許可、許可の更新			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	環境部		課	廃棄物対策課		
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				第7条第6項・第7項		
基準規定	①	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			第7条第5項第4号・第10項		
	②	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令			第4条の6, 第4条の7		
	③	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則			第2条の3, 第2条の4		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月16日	最終更新日	令和2年3月27日	
	非公開該当		未設定理由				
	別紙④による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月16日	最終更新日	令和2年3月27日	
	期間	60日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2152003		処分名	一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の変更の許可			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	環境部		課	廃棄物対策課		
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				第7条の2第1項		
基準規定	①	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			第7条第5項, 第10項		
	②	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令			第4条の6, 第4条の7		
	③	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則			第2条の2, 第2条の4		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月16日	最終更新日	令和2年3月27日	
	非公開該当		未設定理由				
	別紙⑤による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月16日	最終更新日	令和2年3月27日	
	期間	60日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2152004		処分名	再生利用が確実である一般廃棄物の収集運搬業者に対する指定		
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長		
担当部署	部	環境部		課	廃棄物対策課	
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則				第2条第2号	
基準規定	①					
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月16日	最終更新日	平成28年9月16日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>(1)再生活用(再生利用のために一般廃棄物の処分を行うこと。以下同じ。)を業として行う者が自ら行い、又は再生活用を業として行う者から委託を受けて行うものであること。</p> <p>(2)対象一般廃棄物の排出事業者(以下「排出事業者」という。)から、再生輸送(再生利用のために一般廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。)に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領する等、当該再生輸送業が営利を目的としないものであること。</p> <p>(3)申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の2第1号及び第2号に適合する施設及び能力を有すること。</p> <p>(4)収集し、又は運搬する対象一般廃棄物が、すべて再生活用を行う施設に搬入されること。</p> <p>(5)生活環境保全上の支障が生じるおそれがないこと。</p> <p>(6)申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月16日	最終更新日	平成28年9月16日
	期間	60日				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2152005	処分名	再生利用が確実である一般廃棄物の処分業者に対する指定			
区分	申請に対する処分・法令	処分権者	市長			
担当部署	部 環境部	課	廃棄物対策課			
根拠規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則			第2条の3第2号		
基準規定	①					
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月16日	最終更新日	平成28年9月16日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>(1) 排出事業者から再生活用(再生利用のために一般廃棄物の処分を行うこと。以下同じ。)に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領する等、当該再生活用業が営利を目的としないものであること。</p> <p>(2) 申請者と排出事業者との間に対象一般廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立し、かつ、その取引関係に継続性があると認められること。</p> <p>(3) 申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条の4第1号に適合する施設及び能力を有すること。</p> <p>(4) 引き取る対象一般廃棄物がすべて再生の用に供されること。</p> <p>(5) 生活環境保全上の支障が生じるおそれがないこと。</p> <p>(6) 申請者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月16日	最終更新日	平成28年9月16日
	期間	60日				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2152006		処分名	事業の転換に関する計画の認定			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	環境部		課	廃棄物対策課		
根拠規定	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法				第7条第1項		
基準規定	①	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則			第5条第1項・第2項		
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月16日	最終更新日	平成28年9月16日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>1. 転換計画の記載事項(下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則第5条第1項参照) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第7条第1項の事業の転換に関する計画(以下「転換計画」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)事業の転換の内容 (2)事業の転換の実施時期 (3)事業の転換に伴う設備その他の物件の設置, 譲渡, 廃棄等に関する事項 (4)事業の転換を行うのに必要な資金の額及びその調達方法 (5)その他事業の転換に関し重要な事項</p> <p>2. 転換計画の認定基準(下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則第5条第2項参照) 市長は、合理化事業計画の定めるところにより、事業の転換を行おうとする者から事業の転換に関する計画が適当である旨の認定の申請があった場合において、その転換計画が次のいずれにも該当するものであると認めるときは、認定を行うものとする。</p> <p>(1)県知事から承認を受けた合理化事業計画(変更の承認を受けたときは、その変更後の合理化事業計画)に適合するものであること。 (2)転換後の事業の経営が適切に行われる見通しがあること。 (3)事業の転換の実施時期, 事業の転換に伴う設備その他の物件の設置, 譲渡, 廃棄等に関する事項, 事業の転換を行うのに必要な資金の額及びその調達方法, その他事業の転換に関し重要な事項が当該事業の転換を円滑に行うために適切なものであること。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月16日	最終更新日	平成28年9月16日	
	期間	30日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	2152007		処分名	事業転換計画の変更の認定			
区分	申請に対する処分・法令		処分権者	市長			
担当部署	部	環境部		課	廃棄物対策課		
根拠規定	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則				第5条第3項		
基準規定	①	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則			第5条第1項, 第2項		
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月16日	最終更新日	平成28年9月16日	
	非公開該当		未設定理由				
	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法第7条第1項に基づく事業計画の認定基準に準拠する。						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月16日	最終更新日	平成28年9月16日	
	期間	30日					
聴聞等							
備考							